

令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和6年9月11日（水） 午前11時15分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1 番 魚 野 ル ミ 君	2 番 尾 形 修 平 君
3 番 鈴 木 いせ子 君	4 番 菅 井 晋 一 君
5 番 野 村 美佐子 君	6 番 富 樫 雅 男 君
7 番 高 田 晃 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員（1名）
副議長 大 滝 国 吉 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長谷部 俊 一 君
同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同課人事管理室長	川 崎 健 一 君
同課人事管理室係長	佐 藤 権 一 君
同課総務管理室副参事	本 保 敦 志 君
同課危機管理室長	矢 部 和 貴 君
同課危機管理室係長	松 田 康 成 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
同課情報管理室係長	真 田 富 久 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同課契約検査室長	立 花 強 君
同課契約検査室副参事	斎 藤 要 君
同課財務管理室長	成 田 大 介 君
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
同課財務管理室係長	小 田 貴 文 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美和子 君
同 課 秘 書 室 長	石 井 美 紀 君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博 君
同課企画政策室長	忠 康 博 君
同課デジタル化推進室長	高 橋 章 宏 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
同課地域交通政策室副参事	天 井 啓 喜 君
会 計 管 理 者	大 滝 豊 君

消 防 長	田 中 一 栄 君
消 防 本 部 次 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 総 務 課 長	遠 山 泰 紀 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	太 田 尚 美 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	平 田 智 枝 子 君
神 林 支 所 長	瀬 賀 豪 君
朝 日 支 所 長	五 十 嵐 忠 幸 君
山 北 支 所 長	大 滝 き く み 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前11時15分)

分科会長（高田 晃君）開会を宣する。

○本日の審査は、総務課、財政課、企画戦略課、会計管理者、選管監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所及び消防本部所管分について審査する。

日 程 第 1 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君、財政課長 榎本治生君、企画戦略課長 山田美和子君、会計管理者 大滝 豊君、消防長 田中一栄君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第18款 寄附金

(説 明)

総務 課長 それでは、議第82号、補正予算書になりますが、10ページ、11ページをお開きください。18款寄附金でございますが、一般寄附金で村上市御出身の方より3,000万円の御寄附を、また民生費寄附金で3件、1,155万円の御寄附をいただいたものであります。以上です。

第19款 繰入金

(説 明)

財政 課長 10、11ページの一番下から12、13ページにかけてを御覧ください。19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金及び2項2目減債基金繰入金は、令和5年度の決算状況を考慮し、財政調整基金9億円と減債基金1億円を取り崩さないこととして繰入金を減額するものであります。

第20款 繰越金

(説 明)

財政 課長 次に、20款繰越金、説明欄の1、前年度繰越金は今回の補正予算の財源として16億

948万8,000円を計上いたしました。

第21款 諸収入

(説明)

消 防 長 同ページになります。21款6項6目雑入、8節消防雑入、説明欄1、消防救急デジタル無線整備工事損害賠償金2億7,145万8,000円でございます。この賠償金は、富士通ゼネラル・平山電気特定共同企業体と消防緊急デジタル無線整備工事を完了後、公正取引委員会から独占禁止法違反で排除措置命令、課徴金納付命令を受け、富士通ゼネラルが取消し訴訟を提起、その後最高裁上告棄却により排除措置命令、課徴金納付命令が確定したため、村上市建設工事請負約款第53条に基づき、請負金額の10分の2に相当する額の損害賠償請求を行ったものでございます。以上です。

第22款 市債

(説明)

財政 課長 続いて、22款市債であります。1億3,420万円の追加となります。主なものでは、社会福祉債の老人福祉施設整備事業債5,820万円は、ゆり花会館の空調設備等の改修に充てるものであります。児童福祉債では、子育て支援拠点施設の追加工事及び保育園の空調設備工事などに充てるものであります。また、協働のまちづくり推進事業債、子どもの医療費助成事業債、住宅リフォーム事業債は、過疎対策事業債のソフト事業について、充当先の変更をするものであります。歳入は以上でございます。

歳入

第18款 寄附金、第19款 繰入金、第20款 繰越金、第21款 諸収入、第22款 市債

(質疑)

尾形 修平 それでは、21款の消防救急デジタル無線の件ですけれども、これ2億7,000万円というのは、前回全協でも説明を受けました。歳入で2億7,000万円が今回入ってくるのですけれども、村上市でこれたしか起債を起こしてやった事業だと思うので、実際村上市に残る金額、実際残る金額という言い方すればおかしいかもしれないけれども、どうなるのですか、この2億7,000万円の先は。

財政 課長 私のほうからお答えさせていただきます。差引き全部が市の財源になるのかというようなことだと思うのですけれども、この事業の財源につきましては、緊急防災・減災事業債というような起債を全額活用しております。これ優良債でございます。70%の交付税算入、これを受けられる起債であります。ですので、最大で賠償金の70%については返すといえますか、返すのではないのですけれども、正確に言いますと返すのではなくて、一部既にもらった交付税を返還する額というのがありますし、これからもらおうとしている額が減額されるというようなところで、併せて70%については残らないといえますか、ということでもありますけれども、最大70%と申し上げましたのは、ちょっと今回のケース、当市でも事例がなく、現在県を通じて国のほうにその返還額とかの照会をしているところで、結果待ちというようなことであります。時効となる部分もあるようにも聞いておりますので、ちょっと最終幾ら残るかというのは分からないのですけれども、少なくとも3割については残るといえるようなことになるかと思われます。

菅井 晋一 同じ13ページ、市債のところなのですが、協働のまちづくりとか、住宅リフォーム

とか、ソフト事業に過疎債が充てられているというのは、今ちょっと分からなかったものですから、決算の資料とか頂いたらよく分かりました。自分の思いとしては、過疎債ってハードなのかなというふうに思っていたものですから、ちょっとあれっとは思いました。特に協働のまちづくり、6,000万円ですよね、交付金、それに充てられているということが何かちょっと私としては違和感があるというか、過疎債を充ててまでやらなければならないものなのか、ちょっと言い方まずいですが、これ全く市の政策ですので、その辺私はそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

財政 課長 過疎債のソフト事業というような、これについては、ハード事業と違いまして、毎年各その団体に割り振り、いわゆる枠が来まして、今年でありますと、今のところ2億4,590万円ほどになっておりまして、大体ここ数年見ますと2億5,000万円から6,000万円、7,000万円ぐらいの枠が来て、どこに、過疎計画にソフト事業も入っておりますので、その中から選んで割り振りをしているというようなことでありまして、市の施策の中で、その過疎計画の中から選んで充当するような格好で県のほうに申請しているものでございます。

歳出

第2款 総務費

(説明)

企画戦略課長 それでは、14ページから15ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費、説明欄1、秘書事務経費の普通旅費85万円でございますが、北前船フォーラムの出席や市長の市長会役員就任など当初予定していなかった出張の増加や、宿泊費の高騰などにより旅費の支出が増加したことから追加をお願いするものでございます。

総務 課長 次に、その下、説明欄2の本庁舎管理経費の伐採業務委託料の追加は、本庁舎敷地内の支障木の伐採に係る経費であります。以上です。

財政 課長 続いて、3目財政管理費の説明欄の1、財政一般管理経費は、E S P業務委託料50万2,000円を追加するものであります。E S Pとはエネルギー・サービス・プロバイダーの略でありまして、10月からの電気料金の契約更新に当たり、電気料金の安い有利な契約となるようマネジメントをお願いするという経費でありまして、このたび小・中学校の契約更新に当たり追加計上するものであります。

会計管理者 続きまして、その下、説明欄1、会計一般管理経費101万2,000円の追加補正をお願いするものです。これは、現在指定金融機関が日々2回市役所へ往復して現金を集配金しておりますが、その業務が11月で廃止となることから、代替としてオンラインの入出金機を設置する補正になります。以上です。

総務 課長 次に、12目電算管理費、説明欄1の庁舎情報システム管理経費、電算業務委託料の追加は、システム標準化に係るクラウドサービス接続環境構築などに係る経費であります。以上です。

第9款 消防費

(説明)

消 防 長 続きまして、24、25ページをお開きください。9款1項1日常備消防費、補正額261万9,000円となります。説明欄1、常備消防総務一般管理経費、消耗品費50万6,000円、被服購入費92万3,000円は、予定している令和7年度の新採用職員の増により今年度

中に準備、購入する被服及び防火衣等の購入費となります。また、消防事務負担金につきましては、栗島浦村併任職員の人件費の不足分をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

第12款 公債費

(説明)

財政 課長 24、25ページの一番下から26、27ページにかけまして御覧ください。12款公債費の起債償還元金であります。歳入で消防本部から説明ありましたが、消防救急デジタル無線整備工事に係る損害賠償金の入金があったということで、この起債の繰上償還が必要になるということから、不足分の1,078万9,000円を追加するものでございます。

第13款 諸支出金

(説明)

財政 課長 その下、13款諸支出金の基金積立金であります。昨年度、令和5年度に交付された特別交付税のうち約8億円は令和4年の豪雨災害分の起債償還に充てるものとして交付されたものと捉えまして、起債償還に備えるため、減債基金については1億円の取崩しをやめ、さらに7億円を積み立てることとするものであります。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 その下、14款予備費については、端数調整のための計上でございます。

第3条「第3表 地方債補正」

(説明)

財政 課長 次に、戻りまして、6ページを御覧ください。第3表、地方債の補正でございます。歳入の市債で御説明をいたしましたが、総務債などそれぞれ起債の限度額を変更するものでございます。以上でございます。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

菅井 晋一 15ページの一番上、秘書の旅費のことなのですが、秘書の仕事が増えて、市長の出張とかで余計になったと、それはよく分かりました。そうすると、市長の旅費は十分なのですか。

企画戦略課長 この秘書事務経費の中に市長の旅費も含まれております。

尾形 修平 初歩的なことなのだけれども、15ページの庁舎情報システムで、これ歳入のほうに上がってこなかったのだけれども、電算業務の更新等に関しては栗島の事務は入っていないのですか。

情報管理室長 こちらは、村上市のみの業務のお話でございます。

第9款 消防費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質 疑)

- 菅井 晋一 減債基金を積み立てて、8億円の借入れの返済のときに使うということなのですが、そうするとその時点で元金をみんな返してしまうという、そういうやり方になるわけでしょうか。
- 財政 課長 基金に積んで、返済に合わせて繰入れをしていくというような形になります。
- 菅井 晋一 分かりました。どうせ元金返してしまったほうが……利子ずっと払い続けねばないということですね。元金みんななくしてしまえば利子もなくなるし、そのほうがいいのかと思うのですが。
- 財政 課長 この災害の起債については、補助であれ一般であれ交付税の算入が実額算入ということで、返す年度に合わせた、そこで例えば95%だとか、四十何%だとかということで算入がありますので、それに無理にというか、繰上げはしないような形を取っております。
- 尾形 修平 基金で項目出ているので、この委員会で質問していいのかと思うのだけれども、せっかく会計管理者来ているので、質問しますけれども、基金の運用に関して、先般ホームページにも出ていました。その中で、運用益に関して年度によって大きく差が出ていたのだけれども、それというのはどういうことなのだろうか。
- 会計管理者 報道でも出ておりましたけれども、今年度から基金を債券による運用を始めました。昨年までは定期預金のみで運用して、運用益が160万円ぐらいだったのですけれども、今年度は540万円ぐらい債券運用で運用益が出る予定です。来年度は1,100万円予定しております。以上です。
- 尾形 修平 せっかくのあれなので、基金の運用に関して、おおむね20億円ぐらいというふうに出ていましたけれども、それだけのあれがあるのであれば、今の村上市の基金の状況から見て、もうちょっといいのかなって思うのだけれども、その辺はいかがなのでしょう。
- 会計管理者 今年度は、76億円の基金のうち25億円債券運用します。残り51億円ですか、それについては支払いの準備金のほうに繰替運用していますので、一旦支払いのほうに充てさせていただいて、年度末返すような形にしております。以上です。

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（高田 晃君）休憩を宣する。
（午前 11 時 38 分）

分科会長（高田 晃君）再開を宣する。
（午後 0 時 58 分）

日程第 2 議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち総務文教分科会所管分を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君、財政課長 榎本治生君、企画戦略課長 山田美和子君、会計管理者 大滝 豊君、選挙管理委員会事務局次長 渡辺千春君、議会事務局次長 内山治夫君、荒川支所長 平田智枝子君、神林支所長 瀬賀 豪君、朝日支所長 五十嵐忠幸君、山北支所長 大滝きくみ君、消防長 田中一栄君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金、第8款 ゴルフ場利用税交付金、第9款 環境性能割交付金、第10款 地方特例交付金、第11款 地方交付税
（説明）

財政 課長 では、2款から11款までをまとめて説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。決算書の13、14ページを御覧ください。2款地方譲与税から11款地方交付税までについて主なものを御説明いたします。初めに、ページの下のほうになります。5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金は、前年度比74.1%増の3,251万9,000円となりました。その下から15、16ページにかけてを御覧ください。6款1項1目法人事業税交付金は、前年度比19.6%増の1億2,921万2,000円となりました。次に、15、16ページから17、18ページにかけてになります。11款1項1目地方交付税です。前年度比4.1%、6億6,537万6,000円減の155億9,551万2,000円となりました。このうち普通交付税については7,511万3,000円の増となりましたが、これは翌年度以降に充てる臨時財政対策債償還費などの追加交付があったことによるものであります。特別交付税については、前年度比で7億4,048万9,000円の減、23億731万円となりましたが、昨年、令和4年度を除くと、例年よりも8億円から10億円程度増額となっております。令和4年8月の大雨災害を反映したものとされたということで認識をしております。そのほかの地方譲与税、各種交付金については、昨年とほぼ同様の内容となっております。

第13款 分担金及び負担金
（説明）

消防 長 19ページ、20ページをお開きください。13款2項4目消防費負担金となります。収入済額2億5,984万4,009円となります。内訳につきましては、備考欄1、消防管理運営費負担金2億5,981万円は、関川村と栗島浦村の消防事務の委託による負担金となります。備考欄2、日本海東北自動車道救急車退出路門扉維持費負担金3万4,009円ですが、これは胎内市の負担分でございます。以上です。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

総務 課長 次、同じページになります。14款使用料及び手数料、1目総務使用料の備考欄1の行政財産使用料及び2の電柱共架料は、これは例年のものであり、説明を省略させていただきます。次のページをお願いいたします。ページの下のほうになりますが、8目消防使用料の備考欄の1、行政財産使用料につきましても、同様ですので、説明を省略させていただきます。

消 防 長 同ページになります。14款1項8目消防使用料、消防本部所轄分となります。備考欄2、行政財産使用料10万5,250円ですが、これにつきましてはN T T及び東北電力からの消防用施設敷地内にある電話ボックス、電力柱等の使用料でございます。続きまして、25ページ、26ページをお開きください。14款2項7目消防手数料、収入済額96万3,450円となります。内訳につきましては、備考欄のとおりとなります。

第15款 国庫支出金

(説明)

消 防 長 続きまして、27ページ、28ページを御覧ください。15款1項4目消防費国庫負担金、備考欄1、緊急消防援助隊活動費負担金171万632円でございます。これは、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震派遣隊員37名分の時間外手当となります。以上です。

総務 課長 その下、2項1目総務費国庫補助金の備考欄1、デジタル田園都市国家構想推進交付金は、新潟県電子申請システム共同利用負担金に対するものであります。

財政 課長 同じくその下、備考欄の2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。住民税非課税世帯生活応援給付金、これが1世帯当たり3万円、これのほか元気づくり商品券発行事業、介護施設への緊急支援金、学校給食費負担軽減事業などに充当いたしております。同じくその下、備考欄の3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。住民税非課税世帯生活応援給付金、これが1世帯当たり7万円、これのほか均等割のみ世帯への10万円の給付、非課税及び均等割のみ世帯への子供加算1人当たり5万円の給付、また推奨事業メニューとして稲作経営者の給付金に充当をいたしております。

企画戦略課長 備考欄4、デジタル基盤改革支援補助金でございますが、自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に向けた調査及び国が整備するガバメントクラウドへの移行に要する経費に対する国の補助金であります。補助率は10分の10です。備考欄5、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金でございますが、こちらは克雪コミュニティモデル事業経費として、命綱固定アンカー設置講習会、克雪活動講習会などの経費に係る交付金であり、交付率は2分の1であります。

会計管理者 同じく備考欄8、デジタル田園都市国家構想推進交付金、これは市の施設のキャッシュレス決済導入に係る事業の交付金で、2分の1の補助となります。以上です。

消 防 長 29、30ページをお開きください。15款2項6目消防費国庫補助金、備考欄1、消防防災施設整備費補助金となります。548万6,000円は、荒川地区春木山、山北地区中浜の耐震性防火水槽2基分の補助金となります。以上です。

第16款 県支出金

(説明)

企画戦略課長 それでは、33、34ページを御覧ください。16款1項4目事務移譲交付金、下のほうでありますけれども、こちらは県から市町村へ移譲した事務の事務処理経費として交付されるもので、前年度比15万円増の395万2,000円の交付を受けております。次に、2項1目総務費県補助金、総務管理費補助金、備考欄1、土地利用規制等対策費交付金でございますが、国土法に基づく大規模な土地取引の届出事務に対する事務経費で、前年度比1万円減の10万6,000円となっております。その次、続きまして備考欄2、電源立地地域対策交付金でございますが、前年度比3万円増の1,851万1,000円の交付を受けております。次に、備考欄3、地域の移動手段確保支援事業補助金50万円ですが、公共交通路線バス再編に係る県単の補助事業費で、補助対象経費上限額100万円で、補助率は2分の1でございます。公共交通再編調査検討業務委託料に対する補助金でございます。以上です。

総務 課長 次に、39、40ページをお願いいたします。7目消防費県補助金の備考欄1、地域防災力向上支援事業補助金は、防災士養成等に係る県補助金であります。以上です。

選挙管理委員会事務局次長 次に、41、42ページをお開きください。3項1目3節選挙費委託金1,828万2,769円は、昨年4月執行の新潟県議会議員一般選挙に係る委託金です。以上です。

総務 課長 次の備考欄1、統計調査等市町村交付金及び2の統計調査員確保対策事業委託金は、統計調査や研修会等の経費に対して交付されるものであります。以上です。

第17款 財産収入

(説明)

財政 課長 次に、ページの下の方になります。17款1項1目財産貸付収入は、普通財産に係る土地、建物の貸付収入でございますし、一番下から43、44ページにかけまして、2目利子及び配当金、これは各基金の利子収入となります。次に、2項1目不動産売払収入は土地、建物の売払収入でありますし、2目物品売払収入については、不用品の売払収入として車両などの売払収入でございます。3目生産物売払収入は、官公造林地の分収林の売払収入ということであります。

第18款 寄附金

(説明)

総務 課長 次に、18款寄附金ですが、1項1目の一般寄附金は10件分でございます。次の民生費寄附金は1件分、またその次の教育費寄附金は1件分になります。以上です。

企画戦略課長 5目ふるさと納税寄附金、1節ふるさと納税寄附金の備考欄1、企業版ふるさと納税寄附金10万円でございますが、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に法人関係税から控除する制度でございますが、令和5年度は1件、10万円の寄附をいただいたものでございます。以上です。

第19款 繰入金

(説明)

財政 課長 次に、45、46ページを御覧ください。19款繰入金、2項基金繰入金でございます。3つの基金から3億928万6,000円を繰入れしております。2目の減債基金、3目の社会福祉基金及び5目の義務教育施設設備整備基金については、繰入れを行いませんでした。4目の環境衛生基金については、旧ごみ処理場の解体事業に、6目ふるさと

応援基金については、寄附のメニューに合わせ、40の事業に充当しております。7目森林環境整備基金については、主に治山事業経費に充当しております。各基金の残高につきましては、令和6年3月31日現在につきましては決算書の233ページに、また出納閉鎖期日である5月31日現在の残高と運用状況については決算附属報告書40ページに記載のとおりでございます。

第20款 繰越金

(説明)

財政 課長 次に、47、48ページにかけまして御覧ください。20款繰越金は、前年度比71.7%増の31億3,654万7,356円となりました。豪雨災害による繰越財源が多くなったことによるものであります。

第21款 諸収入

(説明)

会計管理者 同じく中段の第2項市預金利子、歳計現金預金利子ですが、例年同様の内容ですので、説明は省略いたします。

総務 課長 次に、51、52ページをお願いいたします。6目雑入の1節総務雑入では、備考欄の1から29までが総務課の所管であります。各種団体や企業会計からの使用料や負担金、各種精算金などを歳入しています。大きく変わるものはございませんので、個別の説明は省略させていただきます。以上です。

財政 課長 その下の備考欄30から33までについては、建物及び自動車の共済金及び解約返戻金であります。豪雨災害で被災した建物や車両の共済金が令和5年度に入金されたため、例年より多くなってございます。また、34の市町村振興宝くじ市町村交付金については、例年同様のものになります。

企画戦略課長 35から39までが企画戦略課所管分であります。35、県営発電所所在市町村地域振興助成金でございますが、水力発電の収益の一部をダム所在市町村に分配するもので、前年度とほぼ同様の額、同じような額が交付されております。次、36、村上市地域公共交通活性化協議会負担金繰入金でございますが、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付要綱の改正に伴い、EVバスに係る公有民営方式車両購入国庫補助金の交付先が法定協議会である村上市地域公共交通活性化協議会に限定されたことにより、国庫補助金の交付後に同額を活性化協議会から市の一般会計に繰り入れるものでございます。続きまして、37、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金でございますが、電気自動車用急速充電設備工事に対する補助金でございます。経済産業省所管の国庫補助金でございますが、補助金の執行団体が一般財団法人ということで、そちらからの歳入となるために雑入になります。それから、38、市報むらかみ広告掲載料は前年比32万2,000円減でございます。39、ホームページバナー広告掲載料は前年度比10万5,000円増でございます。以上です。

選挙管理委員会事務局次長 次に、53、54ページをお開きください。備考欄53、三面財産区議会議員一般選挙委託金6万9,432円は、昨年7月執行の選挙に係る委託金です。以上です。

総務 課長 次に、55、56ページをお願いいたします。消防雑入の備考欄1につきましては、上水道事業会計からの負担金、また2の災害応援費用負担金返還金は、令和4年8月豪雨災害の際の負担金返還金となります。以上です。

消 防 長 同じく消防雑入の消防本部所管分となります。備考欄 3、自動販売機手数料から 9 番、消防団員公務災害防止活動援助事業助成金までは、ほぼ例年どおりでございます。10 番、消火栓修繕工事補償金 219 万 8,045 円は、神林地区北新保地内の車の自損事故に伴う消火栓破損による補償金でございます。以上です。

第 22 款 市債

(説 明)

財政 課長 次に、57、58 ページを御覧ください。ページの中ほどからですが、22 款市債であります。令和 4 年度から繰り越した大雨災害による借入れが多く、36 億 990 万円となりました。主なものといたしましては、次のページ、59、60 ページをお開きください。6 目土木債では、市道藤沢停車場線桃崎人道橋橋梁修繕工事や除雪車両の購入、普通河川滝矢川改修工事などで 5 億 5,790 万円、7 目消防債では防災行政無線同報系設備更新工事などで 4 億 9,910 万円、8 目教育債では中学校大規模改造工事や神林総合体育館アリーナ屋根改修工事などで 5 億 180 万円、9 目災害復旧事業債では繰越事業 8 億 180 万円を含む 13 億 270 万円となりました。次のページ、61、62 ページをお開きください。10 目臨時財政対策債は、普通交付税の代替措置でありまして 1 億 1,560 万円とここ数年減少しております。

第 23 款 自動車取得税交付金

(説 明)

財政 課長 その下、23 款自動車取得税交付金ですが、令和元年 10 月に廃止され、現在は環境性能割交付金となっておりますけれども、令和 4 年度に引き続き追徴課税があったため交付されたものであります。歳入は以上でございます。

歳入

第 2 款 地方譲与税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 3 款 利子割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 4 款 配当割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 5 款 株式等譲渡所得割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第 6 款 法人事業税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第7款 地方消費税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 ゴルフ場利用税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 環境性能割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第10款 地方特例交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 地方交付税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

尾形 修平 20ページの消防管理運営負担金、先ほど消防長から関川と栗島の分だということですから、その負担割合というか、負担の金額教えてもらえればと思います。

消 防 長 それでは、次長のほうに説明させていただきます。

消防本部次長 関川村の負担金でございますけれども、関川村は2億4,393万4,000円でございます。栗島浦村につきましては、1,587万6,000円でございます。以上です。

尾形 修平 これ通常で大体決まっているのだと思うけれども、栗島の消防の負担金、村の予算からすると結構大きいかなと思うのだけれども、実際どのような活動というのをしているのですか、栗島で。

消 防 長 活動は、事務といいますと、まず消防団事務も全てやっておりますし、あと救急、火災も全てなので、救急でいいですと、栗島は離島ということもございまして、ウェブで119番を受けて、映像をまた両方でリアルタイムに見れるような形を取ったり様々してございます。消防でいう消防、火災、救急、あと予防的に務めてもらってございます。

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

菅井 晋一 28ページの新型コロナとかの物価高騰対策とかの交付金なのですけれども、これって国から割当てが来て、それを使うような仕組みなのでしょうか、今さらですけれども。

財政 課長 昨年度交付されました新型コロナウイルスの関係の交付金ですけれども、1つは住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付ということで、これは実額といいますか、人数分全額来ておりますし、そのほか、先ほども御説明したのですけれども、割当てが来るもので、約2億5,000万円ほど来ているのですが、元気づくりの商品券だとか、稲作、畑作、漁業者、そのほかの支援金だとか、給食関係の支援金などに充当させていただいております。

菅井 晋一 そうすると、そういうものって余って返したとか、そういうことというのはないですか。

財政 課長 余して返すことのないように、全部充当して計画的に、それよりも余計な事業費を組んで、実際は持ち出しも少し加えながらというような形で運営しております。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

尾形 修平 42ページの土地貸付収入及びその下の建物貸付収入、これ毎年大体ほぼ同じだと思うのだけれども、大きいところを二、三聞かせてもらえますか。

財政 課長 土地貸付収入の大きなものといいますと、1つは岩船港鮮魚センターの土地、あと山北の徳州会病院の土地、あと県の水産試験場の土地、あと松原町の住宅の周りの土地ということで、これはビレッジハウスということで、前の雇用促進住宅のところに貸してある土地などが主な貸付けであります。あと、建物につきましては、全額で100万円ほどで、大きなところはないのですけれども、新潟リハビリテーション大学の宿舎といいますか、前の教員住宅があるのですけれども、そこの貸付け、あと荒川の旧消防庁舎を直売所に貸したりということで、その辺が大きなところがあります。

第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

尾形 修平 52ページ、企画戦略のほうの市報むらかみの掲載料が30万円下がって、ホームページのバナー料が10万円ぐらい上がっているということで、30万円下がった、その分析というのはしているのですか。結構な金額だと思うのだけれども。

企画戦略課長 では、企画政策室長から答弁いたさせます。

企画政策室長 市報の広告については、少し長期間契約していた会社の方が取りやめたということで、ちょっと大口のところが今回やめたことで一時的に減ってございます。

第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第23款 自動車取得税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説 明)

事務 局長 それでは、63、64ページを御覧ください。1款1項1目議会費でございます。支出済額は1億6,397万7,380円となっており、前年度決算と比較でマイナス0.4%、73万7,126円の減となっております。主なものを備考欄で御説明いたします。備考欄1の議員報酬等では、議員辞職等のために欠員が生じまして、そのことによりまして388万円の減となっております。次に、備考欄2、議会運営経費でございますが、こちらは前年度比較で約296万円の増となっておりますが、主な要因といたしましては、令和4年度まではコロナ禍によりまして委員会の視察を自粛いただいておりますが、令和5年から再開したことによりまして費用弁償と普通旅費が増加したものでございます。備考欄3、備考欄4につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。

第2款 総務費

(説 明)

総務 課長 次に、同じページになりますが、2款1項1目、備考欄1、一般管理経費は、前年度とほぼ同額の執行状況であり、主な支出としましては、一般事務補助を担う会計年度任用職員に係る報酬、手当等の人件費、事務に係る消耗品費、郵便、電話料等の通信運搬費、職員健康診査委託料などを執行いたしました。65、66ページをお開きください。備考欄2、庁用車管理経費についても、前年度とほぼ同額の執行であり、こちらは本庁舎で管理する車両に係る経費を執行いたしました。以上です。

企画戦略課長 備考欄3、秘書事務経費は、前年度比233万1,712円増でございます。新型コロナウイルス感染症の5類移行により会議や各種イベントが戻り始めたこと、能登半島地震の被災自治体への見舞金の支出などが主な要因となっております。以上です。

総務 課長	次の備考欄4、本庁舎管理経費についても、前年度とほぼ同額の執行であり、こちらは本庁舎の維持管理に係る経費を執行いたしました。ページめくっていただきまして、67、68ページになります。備考欄5、市民ほう賞経費についても、例年と同様の執行となりました。なお、令和6年度から所管が総務課に変更となったため、こちらのほうで説明をさせていただきました。また、次の6、特別職人件費及び7の一般管理費職員人件費の説明は省略させていただきます。以上です。
企画戦略課長	2目文書広報費、広報広聴経費は前年度比226万5,880円の増となっております。主な要因といたしましては、公式LINE保守管理委託料を令和4年度は新型コロナウイルス感染症緊急対策経費から支出しておりましたが、令和5年度から広報広聴経費に移したことによるものです。
財政 課長	次に、3目財政管理費の財政一般管理経費は、69、70にまたがりましてけれども、新しい項目としてESP業務委託料、エネルギー・サービス・プロバイダー業務委託料ということですが、これが追加となっております。昨年10月から電気料のマネジメントを行ってもらっております。そのほかは例年同様の内容であります。
会計管理者	続きまして、その下、会計一般管理経費についてですが、前年度比で217万5,000円の増となっております。これは、キャッシュレス決済の導入に係る委託料の増によるものです。
財政 課長	5目財産管理費の説明欄の1、普通財産管理経費は建物及び自動車共済保険料などでありましてけれども、保険料の値上がりなどにより160万円程度増額となっております。説明欄の2、土地取得特別会計繰出金は、先ほど土地取得特別会計決算で説明したとおりでございます。
企画戦略課長	6目企画費、備考欄1、生活交通確保対策事業経費でございますが、前年度比8,199万3,182円の増となっております。講師・指導員謝礼及び普通旅費は山北地域公共交通再編に係る事業実施のアドバイザー謝礼及び旅費でございます。中ほど、看板等作製業務委託料は、米坂線早期復旧啓発懸垂幕・横断幕の作成委託料でございます。公共交通再編調査検討業務委託料は、山北地域を除く市内バス路線の再編調査検討業務委託でございます。借地料は、せなみ巡回バス用急速充電設備設置駐車場の借地料です。工事請負費は、電気自動車用急速充電設備設置工事費でございます。機械器具購入費は、せなみ巡回バスのEVバス車両購入、山北地域自家用有償旅客運送車両購入、せなみ巡回バス及びまちなか循環バスの車内デジタルサイネージの購入費用です。地域公共交通活性化協議会の負担金は、山北地域公共交通再編に伴い、コミュニティバスの寒川府屋中町線が廃止になったことを主な要因といたしまして、前年比139万390円の減額となっております。生活交通確保対策補助金は、前年比2,118万5,000円の増となっております。これは、路線バス対象運行に対する新潟交通バスへの補助金であります。増額の主な要因といたしましては、労務単価、燃料費の上昇及びフィーダー補助金交付の減少に伴うものでございます。山北地域交通運営協議会補助金は、令和5年10月から開始した山北地域交通運営協議会の補助金でございます。続きまして、備考欄2、広域的公共交通推進事業経費でございますが、前年度比3万8,120円増でございます。羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会分担金は、令和4年度は繰越金を踏まえ、自治体に請求がありませんでしたが、令和5年度は例年の半額を支出いたしました。
総務 課長	続きまして、備考欄3、無線システム条件不利地域解消事業経費は、テレビ難視聴共聴組合への交付金などで、例年どおりの内容となっております。以上です。

企画戦略課長	備考欄 4、企画一般経費は前年度比55万7,184円増でございます。講師・指導員謝礼は、国際交流事業の講師謝礼、大阪・関西万博のおにぎりサミット出演謝礼、少子化対策と働き方改革研修会講師謝礼であります。普通旅費は、大阪・関西万博事業への参加のための旅費でございます。企業版ふるさと納税記念品作成業務委託料は、ふるさと納税に対する返礼品記念プレート作成の委託料でございます。それから、各種協議会負担金、会費は前年と同額でございます。続きまして、備考欄 5、定住自立圏経費でございますが、定住自立圏共生ビジョン審議会に係る経費でございます。続きまして、備考欄 6、デジタル化推進事業経費ですが、前年度比228万3,446円減でございます。D X推進アドバイザー業務委託料は、C I O補佐官の委託経費でございます。デジタル化推進関連業務委託料は、I C Tツールの技術的支援相談業務を委託するもの、それから自治体情報システム標準化のフィットアンドギャップ業務を委託するものでございます。以上です。
総務 課長	次に、その下、7、情報通信事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計への繰出金であります。特別会計における工事請負費や告知端末機の借上料などの減により、令和 4 年度決算と比較して4,000万円ほどの減となりました。以上です。
荒川支所長	続いて、7 目支所費の備考欄 1、荒川支所一般管理経費です。昨年より 3 万7,744円の減です。内容は、例年どおり通常経費でございます。
神林支所長	続きまして、2、神林支所一般管理経費は、総額518万4,113円で、前年度と比較して59万4,807円の減となっております。前年度と特に決算額に差があった項目といたしましては、3 行目の修繕料が前年比52万4,518円、73.35%の減、4 行目の通信運搬費が前年比14万3,629円、8.08%の減となっております。ほかは、おおむね例年並みであります。以上です。
朝日支所長	続きまして、同じく74ページ、備考欄 3、朝日支所一般管理経費623万2,428円、対前年比15万8,809円の減。主な要因としましては、コピー機 1 台を再リースしたことで、コピー機等リース料で11万9,448円の減となっております。そのほかにつきましては、おおむね例年どおりの支出となっております。
山北支所長	備考欄 4、山北支所一般管理経費であります。ほぼ例年どおりであります。
荒川支所長	次に、5、荒川支所庁舎管理経費、昨年より280万9,932円の減です。主に令和 5 年度、工事請負費の計上がありませんでしたので、その分の減額です。
神林支所長	続きまして、6、神林支所庁舎管理経費は、前年と比較して516万8,487円、18.47%の減となっております。主な項目につきましては、3 行目、光熱水費ですが、前年比177万328円、19.95%の減となっております。また、令和 4 年度は工事請負費として360万8,000円の支出がありましたが、令和 5 年度は庁舎関係の工事はございませんでしたので、前年度よりも大きく減となった主な要因となっております。そのほかはおおむね例年並みであります。以上です。
朝日支所長	続きまして、7、朝日支所庁舎管理経費1,919万9,976円、対前年449万7,720円の減、率にしまして24.3%の減となっております。主な要因としましては、光熱水費で前年比88万5,275円の減、また工事請負費で382万8,000円が皆減となっております。ほかにつきましては、おおむね例年どおりの支出となっております。
山北支所長	備考欄 8、山北支所舎管理経費であります。前年度比41.3%の減であります。令和 4 年度に庁舎の塗り替え、駐車場の舗装工事を行ったため、令和 5 年度は工事がなかったための減となっております。ほかは例年どおりであります。
神林支所長	続きまして、9、臨時経済対策事業経費（神林支所）、繰越明許分の工事請負費825万

- 円は、神林支所車庫棟の屋根の改修工事でございます。以上です。
- 荒川支所長 次に、10、荒川支所緊急対応経費、決算額は444万4,000円となりました。内訳として、修繕料は農村公園、児童公園の修繕、農道の補修、カーブミラーの修繕、また令和4年の大雨災害で崩れたのり面の復旧をいたしました。施設維持保全業務委託料、これは大雨災害時、排水路に詰まりました土砂等を取り除きいたしました。工事請負費については、津波避難所の階段に照明器具を設置、また学生が多く利用する歩道に防犯灯を設置いたしました。以上です。
- 神林支所長 続きまして、11、神林支所緊急対応経費ですが、修繕料につきましては、市道の区画線修繕工事と令和4年8月の豪雨災害により崩れていた小岩内地内の市有地ののり面修繕に執行しております。伐採業務委託料につきましては、お幕場森林公園内の支障木伐採業務です。次の小岩内集落復興計画検討事業委託料につきましては、令和4年の豪雨災害で甚大な被害を受けた小岩内集落の復興計画について、住民同士の対話を通じて協議することを目的としてワークショップを開催することとし、その企画運營業務を都岐沙羅パートナーズセンターに委託して実施したものです。実施に当たっては、公益社団法人中越防災安全推進機構からも御協力をいただき、2回のワークショップを開催しております。続いて、工事請負費は市道山屋線への待避所新設設置工事及び市道下助淵山屋線の道路改良工事を実施したものです。以上です。
- 朝日支所長 12、朝日支所緊急対応経費490万3,800円、こちら区長等から要望がありました市道の舗装31か所、区画線1か所、河川ののり面1か所の修繕を行っております。以上です。
- 山北支所長 備考欄13、山北支所緊急対策経費であります。決算額499万5,100円、市道の側溝や路肩の修繕、排水路、市営墓地の伐採処理など12件の事業で13集落の箇所について対応いたしました。
- 企画戦略課長 8目行政改革推進費、備考欄1、行政改革経費でございますが、行政改革推進委員会の開催に係る報酬及び費用弁償でございます。備考欄2、指定管理者選定委員会経費でございますが、指定管理者選定委員会の開催に係る報酬及び費用弁償でございます。以上です。
- 総務 課長 次に、79、80ページをお願いいたします。中段、12目電算管理費、備考欄1、庁舎情報システム管理経費は、前年度比5,600万円ほどの減となっております。主な理由は、前年度に当たる令和4年度には基幹系システムの更新業務や行政手続オンラインシステムの構築などの業務が発生しましたが、令和5年度には大きな更新、構築等の業務がなかったためであります。以上です。
- 選挙管理委員会事務局次長 次に、83、84ページをお開きください。14目入札監視委員会費、備考欄1、入札監視委員会経費8万4,175円は、委員会の開催経費です。以上です。
- 総務 課長 次の15目諸費でございますが、これは本庁及び各支所の行政協力員の連絡経費であります。例年どおりの内容となっております。以上です。
- 選挙管理委員会事務局次長 続きまして、その下の2項徴税費、1目徴税総務費、備考欄1、固定資産評価審査委員会経費3万5,925円は、委員会の開催経費です。続きまして、87、88ページをお開きください。4項選挙費、1目選挙管理委員会費の備考欄1、選挙管理委員会経費136万4,620円は、主に選挙管理委員の人件費です。備考欄2、選挙管理委員会事務局職員人件費は事務局職員の人件費です。続いて、2目選挙啓発費の備考欄1、選挙啓発経費42万9,936円は明るい選挙推進協議会委員への謝礼が主な

支出です。なお、工事請負費28万500円は、山北地区内の選挙啓発看板が老朽化し危険であるため、緊急で撤去工事を行ったものです。次に、89、90ページをお開きください。3目新潟県議会議員一般選挙費の1,532万378円は、昨年4月執行の選挙に係る経費です。投票管理者等の報酬や職員の時間外勤務手当のほか、ポスター掲示場や投開票所の設営に係る委託料などを支出しています。続いて、4目村上市長・市議会議員補欠選挙費の3,221万1,932円は、昨年6月執行の選挙に係る経費です。こちらと同様の経費のほか、次のページ、91、92ページになりますが、選挙運動に係る公営負担金などを支出しております。続きまして、5目村上市議会議員一般選挙費の1,701万7,811円は、今年4月執行の選挙の準備に係る経費です。主な支出は、ポスター掲示場の設置に係る委託料、投票用紙等の印刷費などです。続いて、6目村上市三面財産区議会議員一般選挙費の6万9,432円は、昨年7月執行の選挙に係る経費です。無投票となったため、主な支出は選挙会に係る人件費となっています。以上です。

総務 課長 次の5項1目統計調査総務費は、備考欄1の統計調査経費及び、ちょっとページをめくっていただいて93、94ページになりますが、備考欄2の統計調査総務費職員人件費、こちらについては例年どおりの内容となっております。また、次の2目の1、基幹統計調査経費ですが、令和5年度には比較的大きな住宅・土地統計調査があったため、前年度、令和4年度に比べ、約3倍の決算となりました。以上です。

選挙管理委員会事務局次長 続いて、6項監査委員費、1目監査委員費の備考欄1、監査委員経費145万5,744円は、監査委員の報酬が主な支出です。備考欄2、監査委員事務局職員人件費は、事務局職員の人件費です。以上です。

第3款 民生費 (説明)

総務 課長 次に、119、120ページをお願いいたします。3款4項1目災害救助費の備考欄3の8.3大雨災害応急仮設住宅管理経費は、令和4年の大雨により小岩内集落への避難指示発令により設置した応急仮設住宅に関連する支出であり、仮設住宅内の集会施設としてユニットハウス借上料などの経費であります。以上です。

第9款 消防費 (説明)

消防 長 続きまして、179、180ページを御覧ください。9款1項1日常備消防費です。支出済額12億6,644万5,042円、備考欄1、常備消防総務一般管理経費4,527万4,924円、前年度比マイナス6.9%、336万7,619円の減となっております。主な内容でございますが、令和6年度は新採用なしのため、消耗品費、被服購入費、職員研修費等なしのため減額となっております。備考欄の中の食糧費2万9,133円につきましては、荒川地区で発生した土砂災害に出動した新潟県総合応援協定により参集した隊員の飲料水及び食料分となります。そのほかほぼ前年度と同様の執行となっております。182ページを御覧ください。備考欄2、消防庁舎管理経費5,962万1,649円、前年度比プラス99.2%、2,968万4,000円の増となっております。主な要因でございますが、測量設計等委託料170万5,000円は消防本部庁舎の高圧受変電設備及び非常用発動発電機更新整備工事の設計変更に伴う業務委託料でございます。工事請負費3,669万9,100円は消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電機更新整備工

事費、消防本部一般車両乗り入れ部分の駐車場舗装工事費、訓練タワーのシャッター修繕、庁舎の自動水栓工事費でございます。庁用器具購入費188万6,060円につきましては、消防本部ファイルサーバー、シュレッダー等の購入となっております。そのほかはほぼ前年度同様の執行でございます。備考欄3、消防救急無線管理費6,208万4,250円となります。前年度比マイナス19.5%、1,508万円の減となります。主な原因でございますが、緊急通信指令装置リース料、機器の再リースにより1,255万7,000円の減となっております。工事請負費は、無線局用電源装置蓄電池交換工事が1か所のため192万3,000円の減となったことが主な原因でございます。システム使用料につきましては、ネット119システム使用料のほか、新発信位置情報システムと携帯・I Pの導入に伴い、124万2,000円の増となっております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の執行でございます。備考欄4、常備消防職員人件費10億9,946万4,219円、前年度比プラス2.9%、3,096万9,455円の増となっております。以下、諸手当は御覧のとおりとなっております。次に、184ページをお開きください。2目非常備消防費、支出済額1億6,461万9,036円、備考欄1、予防・広報経費1,068万6,654円、前年度比マイナス46.6%、933万2,000円の減となります。減額の主な要因につきましては、消防団員報酬のポンプ試運転の費用弁償費見直しによるものでございます。964万5,000円の減額によるものでございます。費用弁償につきましては、今年度、県ポンプ操法競技会開催により出場チームの旅費分の増、消耗品費については、ほぼ例年どおりとなっております。備考欄2、災害警備経費517万3,043円、前年度比プラス129.9%、292万9,000円の増額となっております。災害出動の増により消防団員の出動報酬が増額したものでございます。燃料費等は、前年度とほぼ同様の執行でございます。備考欄3、非常備消防一般管理経費1億4,042万9,833円、前年度比マイナス4.3%、631万6,000円の減となります。主なものといたしまして、消防団員報酬は消防団員の減に伴い年額報酬が885万7,000円の減となったものでございます。地区消防団運営報償は、団員数に応じて各部へ運営報償費として1人1,000円支給の開始となり、178万円の増となりました。また、団員実数の減より、保険料、県市町村総合事務組合負担金及び県消防協会互助会負担金は減となっております。そのほかは、前年度と同様の執行となっております。備考欄4、消防防災職員人件費832万9,506円、前年度比プラス1.3%となっております。諸手当は、御覧のとおりとなっております。続きまして、同ページ、3目消防施設費となります。支出済額1億30万9,557円、備考欄1、常備消防防災施設整備経費、機器保守等委託料3,794万3,180円、前年度比プラス11.3%、385万7,000円の増となっております。要因といたしまして、はしご車オーバーホール点検、救急資機材の定期点検及び高圧コンプレッサー等点検により、増額となったものでございます。備考欄2、非常備消防施設経費6,236万6,377円、前年度比マイナス44.2%、4,947万2,000円の減額となっております。減額となった要因でございますが、消防団再編に伴い、消防団車両及び消防ポンプの更新がなかったことが主な理由でございます。また、車検を迎える消防団積載車の台数減に伴い、修繕料、車検等手数料、保険料、自動車重量税が減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同様の執行となっております。以上です。

総務 課長 ページをめくっていただきまして、185、186ページをお願いいたします。次の4目水防費の水防対策経費、総務課分は、水防資材など例年どおりの内容となっております。以上です。

消 防 長 同ページ、水防費、消防本部所管分となります。備考欄 2、水防対策経費75万2,000円、前年度比プラス149%、45万円の増額となっております。要因といたしまして、荒川水防訓練のほか、大雨警戒出動により団員報酬の増額となっております。以上でございます。

総務 課長 次の5目災害対策費の備考欄 1、防災対策一般経費は、前年度比で約3,000万円の増加となりました。これは、令和6年能登半島地震の代理寄附金として、石川県輪島市へ2,857万円、同じく七尾市へ110万円を支出したためであります。次の備考欄 2、防災行政無線管理経費 4億8,841万8,044円は、前年度比 4億4,854万8,573円の大幅増となっております。これは、令和5年度、令和6年度の2か年の継続費により実施しております防災行政無線同報系設備更新工事の令和5年度執行分 4億5,880万3,200円の決算によるものであります。次、備考欄の 3、一番下になりますが、克雪コミュニティモデル事業経費は、国の補助事業を活用し、町内、集落へのスコップ、スノーダンプや小型除雪機械を貸与する事業であります。小型除雪機 3 台を購入しております。次、187、188ページを御覧ください。備考欄 4 の 8.3大雨災害防災対策一般経費は、令和4年8月の大雨災害への対応経費であるため、令和4年度決算に比べ4,870万円ほどの大幅減となっております。支出の主なものとしましては、災害派遣職員に係る宿泊施設借上料などであります。また、次の備考欄 5、防災対策職員人件費及びその次の 6、8.3大雨災害災害派遣職員人件費につきましては、防災担当及び県内各市からの派遣応援職員に係る人件費であります。以上です。

分科会長（高田 晃君）休憩を宣する。
（午後 2時05分）

分科会長（高田 晃君）再開を宣する。
（午後 2時14分）

第11款 災害復旧費 （説 明）

財政 課長 では、221、222ページをお開きください。一番下のほうとなります。11款災害復旧費、4項1目、備考欄の 1、8.3大雨災害普通財産災害復旧費は、梨木、花立、貝附集落内の普通財産に係る復旧工事の経費となります。続いて、備考欄の 2、8.3大雨災害普通財産災害復旧費繰越明許分ですが、令和4年度からの繰越事業となりまして、梨木集落内ののり面復旧工事に係る経費となります。

第12款 公債費 （説 明）

財政 課長 続きまして、223、224ページをお開きください。12款公債費であります。元金では、スケートパークや荒川地区公民館の元金償還の開始によりまして、前年度比較で 1億207万936円の増、利子では前年度比較で333万235円の減となっております。なお、令和5年度末の一般会計市債残高は323億7,453万5,845円となっております。

第13款 諸支出金 （説 明）

財政 課長 続いて、13款諸支出金、1項普通財産取得費については、執行はございませんでした。次に、2項1目基金費ですが、減債基金積立金は普通交付税で追加交付された臨時財政対策債償還費を積み立てたものであります。ふるさと応援基金積立金は、ふるさと納税から経費を差し引いた残りを一旦積み立てて、翌年度活用する方法を取っているものであります。地方創生応援基金積立金は、企業版ふるさと納税の残額を翌年度以降に活用するため積立てしたものであります。また、備考欄の2の基金利子積立金は、財政調整基金をはじめ8つの基金の利子を積立てしたものであります。

第14款 予備費

(説明)

財政 課長 次に、14款予備費であります。225、226ページにかかりますけれども、緊急、不測の支出経費について、各項目へ予備費を充用しております。

実質収支に関する調書

(説明)

財政 課長 次に、227ページを御覧ください。実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。令和5年度につきましては、年度末に基金積立てなどの予算の残額調整、これを行わなかったことから、例年より多くの実質収支額となっております。

財産に関する調書

(説明)

財政 課長 続いて、228ページから233ページの財産に関する調書でございますが、監査委員からの審査意見書の31ページから35ページにかけまして詳細に記載されておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

歳出

第1款 議会費

(質疑)

菅井 晋一 旅費が結構不用額が多いのですけれども、何か特別な理由とかありますか。
事務 局長 旅費につきましては、各委員会の視察等を計画していたわけですが、委員会の視察を実施しないところもございましたので、そんなことで残余が出ております。

第2款 総務費

(質疑)

尾形 修平 70ページ、会計管理費の中のコンビニ収納事務手数料271万円なのだけれども、コンビニ行っても、やっているところとやっていないところとあると思うのだけれども、今件数としてどのぐらいですか、これ。何件ぐらいと契約しているのですか。
会計管理者 ほぼほぼほとんどのコンビニなのですから、ただヤマザキデイリーとかそういうところ、取扱いしていないところについてはできないのですけれども、ほぼほぼできるはずなのですが。
尾形 修平 これ税金の収納だけを言っているのだろうか。例えば電子証明のやつで、多分セブ

ンではやっているけれども、今管理者言ったようにヤマザキデイリーではできないとかっていうのだけれども、その辺を含めた金額なのですかということ。

会計管理者 今のところ税金だけがコンビニ収納対応してまして、そのほかの手数料とかは、キャッシュレスは今導入したのですけれども、コンビニは対応していないです。

富樫 雅男 同じ70ページですけれども、今まで何回か出ているのですけれども、E S P、エネルギー・サービス・プロバイダー、これを少し御説明いただけますか。

財政 課長 E S P業務委託料でございますが、エネルギー・サービス・プロバイダーといいまして、の委託で、経営状況がよい電力会社、これと契約できるように業者を紹介してくれるというような業務を委託しておりまして、経営状況を、これまで潰れたというか、そういうところも鑑みまして、そういう業者を通して契約をできるようにしておりまして、その業績というか、メリットも出ているところであります。

富樫 雅男 了解しました。もう一つ、6目のE Vバスの件で、先ほどあったのですけれども、あれを冬に導入して、もう半年以上当然たっているわけですけれども、初期トラブルとかはなかったですか。順調に運行されているかどうか。

企画戦略課長 全くないかということ、実は修繕するようなものがやはりありまして、今もちょっとワイパーが壊れたのですけれども、もうすぐに修繕して、運行できるような状態になっております。

富樫 雅男 最初皆さん、中国製ということで、B Y Dですか、ちょっとどうなのかなという不安があったと思うのですけれども、では根本的なシステムに関するトラブルはないと。

企画戦略課長 それでは、地域交通政策室長から答弁いたさせます。

地域交通政策室長 充電に関して、7月ですか、ちょっと充電できないというようなトラブルが1件ありまして、あとは課長申し上げましたようにワイパーのトラブル、それだけでございます。

尾形 修平 76ページ、支所の緊急対応経費なのだけれども、これ各支所500万円ずつたしか割り当てられていると思うのだけれども、せっかく副市長、政策監いるので、以前からこのものに関しては、もうちょっと予算を確保して、例えば1,000万円だったら1,000万円、使わなければ使わないでいいわけだから、ほぼ言ってみて修繕経費に当たっているわけだ。その辺支所長に答弁求めれば、いやもっと欲しいですというのは決まっているのだけれども、市としての方針としていかがなものかと俺はずっと思っているし、経済建設の中でもそういう発言してきたのだけれども、いかがですか、これ。

副 市 長 委員御指摘のとおりだとは思いますが、当初これ50万円からスタートいたしました、これを50万円では何も事業ができないというふうなことから、私が財政担当していたときだったと思いますが、これを今500万円にいたしました。こちらにつきましては、例えば金額を幾らにすれば妥当なのか、これらについてもやはり十分考慮していかなければならないと思えます。多ければ多い、それは確かにそのとおりだと思いますが、それぞれの所管業務で予算を持っておりますので、そこで対応できるものもございます。それらのバランスも考慮しながら、財政状況も考慮しながら、500万円がいいのかどうか、それらを十分検討してまいりたいなというふうに考えております。

尾形 修平 今副市長言われるのはもっともだつて、私もそれは理解するのだけれども、例えば今回の予算、500万円が枠としてあるから、多分この金額でなっているのだよ。決算

としてこの金額が出ているのだよ。そうではなかったら、多分今各支所長に聞けば分かると思うけれども、地元の要望というのはこれよりはるかにあるはずなのだよ。地域の住民に一番身近な部分の修繕とかという部分に関しては、もっと要望が上がっていると思うのだけれども、では各支所長の皆さんに聞いてください。

荒川支所長

これ以外で要望というのは多く上がっておりますが、全般的に県への要望、土地改良区への要望、それもございます、市だけの要望ではございませんので、一概には言えないのですが。

尾形 修平

まとめるね。

高田分科会長

うまく答えましたね。

神林支所長

もちろん各地区、各集落からの要望というのは毎年数多くいただいておりまして、この予算で足りるかと言われれば、とてもそれは、大きな案件もございますので、足りないだろうとは思いますが。ただ、それぞれ上がってくる案件というのは主に例えば道路だったりだとか、河川の修繕とか、本来であれば建設課であつたりだとか、あるいは農林水産課であつたりといったところが所管する、その予算で直すべきというところがあるけれども、ものが多くございまして、これあくまでもやっぱりその中でも緊急的なもの、特に区長会からここだけは何とか早くして直してもらいたいというふうなものを優先してやらせていただいているというふうな位置づけでございますので、予算が幾らあれば足りるかというのは非常に難しい問題かと思いますが、この中で今区長会と協議しながら進めているというふうな状況でございます。

朝日支所長

朝日支所でも今荒川支所長や神林支所長言われたとおりですが、区長会議からの要望も、やはり朝日支所ですと百数十件ございまして、こちら全部やるとなると幾ら本当にかかるか分からないというのもございますし、なかなか予算があっても、手をつけられないというような内容の要望もございまして、本当に幾らで足りるかとなると、ほかの建設課だとか農林水産課なりのほうの予算づけ等もあるかと思っておりますので、その辺といろいろ兼ね合いがあるのかなとは思っております。

山北支所長

今年度集落要望等を受付いたしまして、国・県・市の割合が大体同じくらいなのですけれども、その中で緊急性のあるものとかを選定する際にやはり金額が恐らくもう50万円以上を超えるような大きな工事とかもありますし、その選定作業には非常にちょっと苦慮しているところではあります。

尾形 修平

これ多分皆さん予算あって、本来であれば例えばこれが700万円、1,000万円という枠があれば、もっと地域の要望に応えられるはずだって私は思うのだよ。そんな中で、では建設課の修繕費があるかといえば、修繕費も限られた予算の中でやっていると、先送り、先送りがずっと続いていくわけ。緊急性をどうのこうのという話になるけれども。だから、その辺を全庁内、庁議でもいいから、ざっくばらんに話ししてもらって、この枠が今ので適正なのか、副市長に言わせれば、500万円で際限ない話だと言うけれども、実質のところもうちょっと突っ込んだ話、ヒアリングしてもらえればなって私は思っているのだけれども、副市長、いかがです。

副 市 長

尾形委員の御意見、貴重な御意見として承りました。今後検討させていただきたいと思えます。

菅井 晋一

私の思いは、2番委員が言ってくれたのが大体です。ありがとうございました。それで、もう一つ付け加えてといいますか、500万円がつくまでは、それこそちょっとした穴ぼこでも、側溝の蓋を割れたのでも、支所に行ってもらち明かないというか、

全く予算がないで、それで終わりだったのですが、これがついて本当に区長も住民も喜んでいると思います。それで、1つは、例えば荒川と朝日、山北では道路延長とかが大きな隔たりがあるのです。一律で同じ配分というのも、何かやっぱり地域事情もある程度考慮してもらいたいなというところですが、道路の補修ばかりではないのですけれども、ある程度地域事情を考慮した予算づけがあればありがたいなと、あとはもうちょっと増額してもいいのかなというふうに思います。いかがでしょうか。地域事情を考慮したものってできないでしょうか。

副市長 おっしゃるとおり道路の補修だけではないということもごさいます。それから、当然に地域事情あります。本当に道路延長だけ考えれば、当然のことながら、朝日地域は面積も広大でございます。市道のみならず、農道、林道、様々ございますので、そういったところをこの予算に、その金額を反映させるべきなのかどうか、これらも十分検討していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

菅井 晋一 よろしくをお願いします。あともう一つ、ここに、神林のところに小岩内集落復興計画検討事業委託料というのがあります。これをここで予算執行するのはいかがかなと。災害復旧費でやればいいのに、何で支所の緊急対応の予算でやったのかというのをお聞きしたいのですが。

神林支所長 こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり非常に特殊なといいますか、案件で使わせていただいたかなというふうには思っています。これは、災害後、小岩内集落、特に大きな被害を受けたわけですから、集落の皆さんといろいろ話をしていく中で、いろいろな御要望が数多く出されておりました。それも、小岩内集落の中でも、ある人はこういうふうなことを要望する、また別な人は、いや、そうではなくて、こうしたほうがいいのではないかとか、あるいは私たちは主に集落の役員の方とお話をさせていただいていたのですけれども、中に入ってみると、若い人とか女性の方とかはまた違う考えを持っていたりだとか、あとまた災害を、被害を受けた場所についても、道路だったり、河川だったり、農地だったりということで、市の中でもいろんな部署が異なるということで、非常にその中で意見を早急に取りまとめていく必要が生じました。その中で、集落のいろんな年代の方、若い人も女性も含めた方に集まっていいただいて、市のほうからも関係する農林水産課、建設課、あるいは支所の職員、みんなで一堂に会して早急に小岩内の復旧・復興の姿というものをつくり上げていこうではないかということで、ちょっと当初予算に盛り込めなかったという事情がありまして、この緊急対応経費で使わせていただいて、そういう取組を進めていこうということで、今年度入ってからそういう話になったものですから、ちょっと予算措置が間に合わなかったといいますか、早急にやりたいなということで、ここで使わせていただいたという経緯でございます。

菅井 晋一 いや、非常に結構だったのです。でも、これはこういう、ここでするべきではなくて、災害復旧費でやるべきだと、私はそれを言いたかっただけです。分かりました。

野村美佐子 新人なので、ちょっと分からないことを聞かせてください。各支所の……
（「ページ」と呼ぶ者あり）

野村美佐子 今の76ページでいいのですが、各支所のこういう経費、緊急対応経費等あるのですけれども、例えば旧村上地区の、本庁関係ですけれども、そういうものはどこに予算というのは出てくるのか。何か本庁関係だとすぐ話が通るという話も聞いて、朝日だと出して3か月、4か月たった11月に返事が来ますというような感じだったので、本庁関係だけ特別ということはないですね。そこを聞きたいので

すけれども。

総務 課長

まず、支所経費、緊急対応経費は本庁の分がないというお話が一つあるかと思いますが。もともと緊急対応経費というのはございませんでして、最初のくだりについては、先ほど50万円からスタートしましたという話があったと思うのですが、本来こういった修繕経費、そういったものについては、それぞれ所管の予算で組むというのが大前提なのです。ですので、例えば道路であれば建設課、それから農地、農水関係であれば農林水産課というふうに話がいただくものというふうに認識しております。ただ先ほどもお話があったように、支所で、本来予算を設定する部署の予算で時間的な余裕が、時間的にもっと急ぐというものがあるということで、今回支所の緊急対応経費というのができたというふうに認識していますので、本庁の緊急対応経費というのはございませんので、各所管、関係する所管のところにまず行くという話になります。支所の関連のお話も、例えば直接建設課に来る場合もありますし、農水に来る場合もございます。ですので、一概に本庁の分が何か早く仕事が進むとか、そういうことは私はないというふうに認識してございます。

富樫 雅男

72ページの2款1項6目の備考欄4のところに県ダム・発電関係ということが出てくるものですからお伺いしたいのですけれども、今三面ダム、水害で損害を受けた、あれの状況と復興見通しとか、もし分かりましたら教えてください。

(「建設課だな」と呼ぶ者あり)

富樫 雅男

建設ですかね。

高田分科会長

誰か分かりますか。建設課だな。副市長、分かりますか。

副 市 長

私ちょっと今把握してございませんでした。すみません。

菅井 晋一

90ページの選挙のことなのですが、新潟県の選挙管理委員会一般選挙費がありました。ちょっと確認したいのですけれども、選挙の職員の時間外勤務についてですけれども、最近は代休を取れとか、満額時間外勤務を払わなくて、そうしているようなことをちらっと聞いたのですけれども、そういうことってありますでしょうか。

選挙管理委員会事務局次長

選挙事務に係る職員の時間外勤務手当ですけれども、委員のおっしゃるとおり、従前は当日投票事務も含め全て時間外勤務手当で支給しておりましたけれども、この令和5年4月の県議会議員の選挙から、当日投票事務については、職員は振替を取って対応しております。その経緯につきましては、有権者数が令和4年の選挙から5万人を割ったということで、選挙に係る交付基準額が大幅に減額をされまして、それで基準額の中で経費を間に合わせるために振替を行ったところでございます。以上です。

総務 課長

今ほど勤務時間の取扱いのお話が出ました。経費的な面が1つ確かにございますが、もう一つ大事な点がございまして、本来休日そういった勤務があった場合については、職員の健康管理のために振替を取るというのが大前提になってございます。合併以来そういった取扱いをほかの業務は全て調整はしてきたのですが、最後に残っていたのが選挙の当日事務ということでございましたので、やはり選挙だけ特別にするものではなくて、同対応にしたいということで統一させていただいたものでありますので、補足させていただきます。

菅井 晋一

よく分かりました。たまたま県議会議員選挙費の3節職員手当等が196万円も大幅に余っていたものだから、出せるのに出せなかったのかなというふうに感じたものですから聞いてみました。そういう時代になったのかなというふうに感じます。ありがとうございました。

- 三田 議長 84ページの総務管理費の諸費の件で、区長さん方の報償費についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。というのは、私先般荒川地区の区長の役員の方々とお話しした結果、非常に最近是多岐にわたって、大雨になっても、住民を守るために相当あれだというようなことで忙しいということですが、私ども議員も成り手不足というようなことでいろいろ議論をしていただいておりますけれども、今区長さん方は充足率は100%でよろしゅうございますか。
- 総務 課長 各自治会に基本的には区長さんお一人ずついらっしゃって、区長さんが推薦され、行政協力員ということをお願いしております。中には、一部2つの町内を兼ねて区長さんされているというところもございますが、基本的には充足率は100%に近いという形でございます。
- 三田 議長 合併以来、報償費いろいろ凸凹あったのだけれども、統一なされました。そういうことからして、私どももさきの報酬審議会でも5%の賞与アップということでありましたけれども、ならしたのが時系列で何年か、それ以後上げたということはありませんか。
- 総務 課長 以前は区長報酬という言い方しておりましたけれども、区長報酬につきましては、合併の際の協議事項、協定事項となっております。3年以内に統一するということが合併がスタートしております。その関係で、平成22年度から今の報酬の、報酬といえますか、今の謝礼の体系に移っているということで、その際に区長報酬と、以前は区長報酬と文書配布業務委託料をもう一緒になってお支払いしていた時期があったのですが、それを平成22年度の改定の際に別々にして、制定したという経緯がございます。金額自体なのですが、その後上げた経緯があるかというお話につきましては、上げた経緯はございません。これは、1つ当初合併した際に各旧市町村、金額がかなりばらつきがございました、確かに。その際も一番高いところに合わせるということは非常に難しい、また一番低いところに合わせるのも非常に難しいということで、県内の状況を調べさせていただきまして、当時新潟県内で一番高い報酬、村上市以外です、高い報酬のレベルにまず持っていこうということで今の報酬体系になった経緯がございます。これは、市町村ごとによって区長さん、協力員の方に求めるレベルというのが違うということも認識しておりますが、当時一番高いレベルに合わせたということがございまして、特にそれ以降上げた経緯はないというふうに承知しておりますが、やはり時間がたっておりますので、報酬について一部要望、要望といえますか、お声が上がっているというのは承知しております。そのような状況でございます。
- 三田 議長 それを聞き及んでいるということであれば、検討の材料になるのかなと思ってはいますけれども、私どもも先般、人口は減っているけれども、空き家、いろいろと多岐にわたっていると。人口減るから、仕事量が少ないというのではなくて、逆にそういう意味からしたら、増えますよね。そういうことで、非常になかなか言いにくい話なのでしょうけれども、私どももそうですし、当事者にしてみればなかなかあれだろうけれども、最低賃金もこの10月からですか、上がるということになってますし、それは検討材料にしてもいいのかなということで御検討願えればと思いますけれども、いかがですか。
- 総務 課長 まず、平成22年度に設定した額というのが今基本になっておりますので、これが今の他市の状況と比べてどうなのかというところを改めてしっかり確認した上で、検討の材料にさせていただきたいなというふうに今思っております。

総務課参事　　すみません。課長のほうから、区長の充足率が100%ということでお話し申し上げましたけれども、大栗田集落だけ区長さんがおられないということになります。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 消防費

(質 疑)

菅井 晋一　　184ページをお願いします。私ちょっと聞き漏らしたのか、聞き間違えたのかも、ちょっとあれですが、項目1の予防・広報経費の消防団の報酬、報酬のあれが減額になったような話聞こえたのですが、もう一度そのところを教えてください。

消 防 長　　詳しくは総務課長のほうより説明させますので、お願いします。

消防本部総務課長　消防団の予防・広報経費の減額ということでよろしいでしょうか。これは減額で間違いありません。主な要因としましては、消防団員の各種イベントに出動する報酬となりますが、その出動人員が減ったことによって、この予防・広報経費が減額となったところでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

消防本部総務課長　人数ではなくて、各種、ポンプ操法大会ですとか、そういったイベントに参加する消防団員の数が減ったと、そこに参加される消防団員の数が減ったということから減額となったところであります。

尾形 修平　　186ページの災害対策費の中で、防災ヘリコプター隊員人件費負担金というのを114万円上がっていますが、これは出動の実績に対して出るのか、固定なのか、その辺をお伺いします。

危機管理室長　これは、県内で分担しているもので、実際のヘリコプターの整備費ですとか運用費、そういったものを県内自治体で負担しているものでございます。

尾形 修平　　これ消防長のほうに伺いますけれども、管内で防災ヘリコプターの依頼というかは年間でどのぐらいの依頼をされています。

消 防 長　　昨年が機体の不具合という形でほとんど出動できなかったという実態もありまして、昨年の稼働はほとんどございまして、ほとんど県警ヘリとか自衛隊ヘリにお任せしたという年でございました。その前であれば、年間で30件はないぐらいの要請だと思います。

尾形 修平　　ちなみに、今年は半期でどのぐらいになっています。4月から今まで。

消 防 長　　当本部におきましては、今年はございません。

尾形 修平　　出動依頼はしていないということね。

消 防 長　　当本部におきましては、今年度に関しましては要請等もございません。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 公債費

(質 疑)

（「なし」と呼ぶ者あり）

第13款 諸支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 予備費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

実質収支に関する調書

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

財産に関する調書

（質 疑）

尾形 修平 233ページの基金のほうなのですけれども、ふるさと応援基金の積み増しがどんどん増えてきているのだけれども、これの例えば当該年度に関する運用の枠みたいなのというのはあるのですか。

財政 課長 枠といいますか、基本的に今年寄附を受けたものから返礼品、あとホームページなんかの手数料、それを差し引いたものは一旦全て基金に入れて、基本的には全てを次の年で使うような形にしておりまして、それが枠と言われれば枠なのですけれども、暦年というか、予算の時期もありますので、暦年の1月から12月までに集まったものを次の年度で使うような形を取ってすぐ使ってしまうので、残らないような形。

分科会長（高田 晃君）散会を宣する。

（午後 2時53分）